大阪市会委員会条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成29年3月28日

大阪市会議長 木 下 誠 様

提出者

川嶋広稔 山下昌彦 山田正和 大 内 啓 治 金子恵美 宮脇 希 片 山 一 歩 谷 庄 一 伊藤良夏 角 見 杉 村 幸太郎 太田晶也 高 亮 黒 田 當 士 北 野 妙 子 西 川 ひろじ 杉田忠裕 土岐恭生 島田まり 山 中 智 子 井上 浩

(別 紙)

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例

大阪市会委員会条例(昭和31年大阪市条例第28号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項第4号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ IR推進局の所管に属する事項

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

説明

大阪市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

√傍線は削除 太字は改正

大阪市会委員会条例(抄)

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 省 略

- 2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、区 役所の所管に属する事項のうち、財政総務委員会以外の常任委員会の所管にかか わるものにあっては、それぞれ当該常任委員会が所管するものとする。
 - (1)-(3) 省略
 - (4) 都市経済委員会 14人

ア省略

イ I R推進局の所管に属する事項

<u>イ</u>-<u>ウ</u> 省 略 **ウ** エ

- (5)-(6) 省略
- 3 省略